

第 357 回

広島県内水面漁場管理委員会議事録

(委員会開催日 令和 6 年 10 月 4 日)

第357回広島県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時及び場所

日 時 令和6年10月4日（金）午後0時56分～午後1時31分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室
（広島市中区基町10-52）

2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和6年9月19日（木）

招 集 者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 辻 駒 健 二

3 出席者

委員（9人） 辻駒健二、飯尾協、山崎英治、八谷輝行、山下頼信、小池勝、
河合幸一郎、宮林豊、中尾文治

県（6人）	農 林 水 産 局 水 産 課	課 長	横内 昭一
	〃	主 査	三浦 健太郎
	〃	主 任	加川 真行
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所農林事業所水産課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局（3人） 福地次長、太田主任、青山技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第27号議案 コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について

（ 結 果 ） 原案のとおり承認された。

6 議事の経過

午後0時56分、事務局の福地次長が第357回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、委員総数10名に対し出席委員は9名で、本委員会が成立していることを報告した。

続いて、会長挨拶の後、議事録署名者に八谷委員と山下委員を指名し議事に入った。

【第27号議案 コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について】

議長 それでは議事に入ります。

第27号議案「コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について」を上程します。
事務局から提案理由を説明してください。

福地次長 （提案の理由及び根拠規定を説明した。）

加川主任 （資料1により、コイヘルペスウイルス病の発生状況について説明した。）

青山技師 （資料1－2及び1－3によりコイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

宮林委員 委員会指示の範囲ですが、江の川水系のところの土師ダムは分かりますが、沓ヶ原ダムから上流と川井えん堤から上流は具体的にどのあたりになりますか。

青山技師 沓ヶ原ダムは江の川水系の北部に3本河川があると思いますが、真ん中の河川になります。川井えん堤については、灰塚ダム付近にグレーの線が伸びていると思いますが、そこが川井えん堤となっています。

宮林委員 残りは上流までということでしょうか。

青山技師 はい。

八谷委員 対象区域以外の河川でこいの放流はされているのでしょうか。帝釈峡の場合は、高梁川水系で主に東城川と帝釈川ですが、現在こい・ふなについては、放流をしておりません。太田川水系についても資料1-1の図に載っておりませんが、どのようにされているのか教えてください。

青山技師 主に放流されるのは漁業協同組合だと思いますが、全漁業協同組合へ自粛をお願いしているということもありまして、広島県内の漁業協同組合では、こいを放流されているところはありません。

議長 フナにはコイヘルペスウイルスはないのでしょうか。

三浦主査 フナには感染はしませんが、フナを養殖しているところでコイも一緒に養殖しているところが非常に多いということで、フナの放流についても水を介した感染の可能性が懸念されるため、自粛をお願いしているという状況です。

議長 コイヘルペスは他の魚にもあるということや、川の中に菌がいるということはないのでしょうか。

三浦主査 マゴイとニシキゴイに限定されています。

河合委員 ウイルスなので生きているものの中でしか生き残れないため、水の中に出てしまうと長くは生きられないと思います。キャリアのコイがいるところにしかいません。たくさんウイルスを出していれば、その水を介して蔓延することもあると思います。

議長 当初、たくさん発生しましたが、何が原因だったのでしょうか。

三浦主査 河川で発生したのですが、原因については、はっきり分からない状況です。

宮林委員 感染力が強かったですね。あの時は全国的にもたくさん死んでいたと思います。感染力が強いことは確かですが、致死率は言われていたより高くないのではないかと、いう話を聞いたことがあります。

議長 この一件から黒コイを飼育していたところが辞めていったように記憶しています。また、人間が食べても害はないと言われていても、風評被害の影響で、全然食べなくなり、こい文化がなくなってきました。

宮林委員 霞ヶ浦ではエラ等の感染部位を除去することで移送できるようにしたのではないのでしょうか。

福地次長 全国でも、そろそろこいの放流を行いたいという要望がかなりあると伺っておりまして、水産庁へも提案行動の要望の中で伝えられています。水産庁では特定疾病から外せるのかということについて、まだ判断ができないようですが、いつまでも放流を禁止しておくわけにもいかないということで、しばらく感染が発生していない既発生水系で、感染していないコイを入れ、発症するかどうかというような暴露実験をしており、例えば一定期間が空いたような水域であれば、放流できるのではないかといったようなことも検討しているというように聞いています。

霞ヶ浦のこいの話については、エラ等を除去しているということは、既に死んでいるということでしょうか。

宮林委員 養殖を再開しても、移送ができないため、エラ等を除去して移送を始めるというような話を聞いたことがありまして、どうなったのかと思い聞いてみました。

飯尾委員 10年くらい前の話ではないでしょうか。

福地次長 その件については、存じ上げないため、また調査をさせていただきたいと思います。

飯尾委員 最初、県内では芦田川で発生し、一万匹程死にました。だんだん慣れてくるため、耐性を持ったコイが増えてきているのではないかと思います。広島の場合は、ニシキゴイが大きな産業となっており、KHV に感染すると輸出ができなくなり、輸出でしか事業が成り立たない状況です。その辺りとの関連があると思います。

河合委員 個人池では発生が続いているようですが、どういうことか分かりますか。

三浦主査 個人で飼育しているコイが死んでしまい、それを研究機関に持ち込んだところ一定数陽性のコイがいたということだと思われます。

河合委員 池の中にキャリアとなるコイがおり、そのコイによって発生したり、収束したりを繰り返しているということなのかもしれませんね。

三浦主査 どこかから買ってきたコイあるいは愛好家同士でやり取りをする中で、KHV が入ってきているのかもしれません。

飯尾委員 プロ同士の取り引きは毎年 2 回 KHV の検査をしており、安全性が保たれる仕組みが県の指導によりできていますが、愛好家での取り引きはブラックボックスとなっているため、可能性としてはあるかもしれません。

議 長 個人池の公表というのはないのでしょうか。

三浦主査 発生したことについては市又は町レベルで公表しますが、名前等については非公表になると思います。

小池委員 植物の蘭の場合、個人であればウイルスに感染しても対策をすれば症状が少ないということで、廃棄しない人もいます。コイの場合でも、何十万、何百万で買ったということであれば、それだけ大事にするため、個人池の発生があるのではないかと思います。

宮林委員 移動はしないでくださいと指導します。個人名や業者名は非公表で、基本的に地区までしか公表しません。ただ、大きな業者の場合は分かってしまうため、マスコミが公表してしまいます。法律（持続的養殖生産確保法）自体が養殖する産業に対する規制のため、愛好家まで規制はかけられず、協力をお願いするかたちでしかできません。そういう辺りは難しかったです。

飯尾委員 業者に対しては処分命令をして、その代わりにお金を補償しますというような仕組みの法律ですが、愛好家には処分をお願いするしかできません。

宮林委員 ニシキゴイでもキロ単位で何百円ですから、補償といっても全然話にならないような金額です。

議 長 他にありませんか。ご意見がないようですので、第 27 号議案「コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について」は原案のとおり、委員会から指示を継続して発動することによろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということですので、第 27 号議案は、原案のとおり指示を継続することに決定します。

他にありませんか。これをもちまして、第 357 回広島県内水面漁場管理委員会、第

21 期委員による最後の委員会を終了します。慎重審議をしていただきありがとうございました。

(午後 1 時31分 閉会)